仕様書（案）

１　委託業務名

志布志港からの県産青果物の混載輸出に係る効率的な物流構築等に向けた実証業務

２　目的

県産青果物等の輸出に当たっては、輸出事業者が船便への搭載効率を高め、輸送コストの低減を図るため、長距離輸送に優位であるＣＡコンテナが調達しやすいこと、全国から荷が集まりやすい大都市の卸売市場から調達していること、輸出商社の集荷倉庫が集中していること等から、京浜港や神戸港などの大都市圏からの海上輸送が主流となっており、県産青果物の輸出に当たっては、国内輸送コスト増による価格競争力の低下や複数の集荷拠点での積み替えによる品質低下の懸念がある。

このため、志布志港を活用した効率的な輸送方法について、志布志港からと県外港湾からの輸出について比較実証を行い、輸出量に依存するコストに係る課題やコンテナ回送のリードタイムに係る課題などが抽出されている。

本業務では、産直港湾である志布志港から継続的な青果物の輸出を目指すための実証を行う。

３　履行期限

令和９年２月２６日（金）

４　業務内容

⑴　県産青果物の船便を活用した輸出に係る基礎情報の整理

青果物を船便で輸出する際の最小ロットや手続き、物流等の基礎情報について整理すること。

⑵　実証方法

①　これまでの県又は国の実証結果を踏まえて実証業務を行うこと。

・　令和３年度ＧＦＰグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfptop.html

・　令和４年度輸出物流ネットワーク構築に向けた環境調査委託事業（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/yusyutu_buturyuu.html

・　令和５年度九州南部の港からの輸出に向けた実証支援の結果（農林水産省九州農政局（ＧＦＰ九州））
https://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/zigyo/gfpk-R5.html

・　別紙１～４の県による実証結果

②　志布志港から輸出可能（県外他港湾経由も含む）な国・地域を仕向地とし、既存商流又は新たに構築される見込みの商流を活用したトライアル輸出を少なくとも２回以上、

１か月以上の間隔をあけて実施すること。

・　継続的な青果物輸出について実証するため、トライアル輸出の間隔は少なくとも１か月以上開けること

③　当該トライアル輸出は、米を含む県産青果物の混載輸出とし、鮮度保持に資するコンテナ（リーファーコンテナなど）を用いること。

④　産地から志布志港までの集荷・輸送については、トラック輸送とすること。

⑤　当該トライアル輸出の輸送費等において掛かり増し経費が発生する場合は、当該掛かり増し経費を本業務委託料により負担すること。

⑥　当該トライアル輸出により小売りに耐えない欠損品が多く発生した場合は、通常輸出の平均欠損品率を上回る分の商品代金を本業務委託料により負担すること。

⑦　当該トライアル輸出の着荷時において、商品の鮮度保持確認を行うこと。また、現地の小売店舗においても、小売店舗や消費者の商品に対する意見を確認すること。

⑧　当該トライアル輸出の結果を踏まえ、志布志港からの県産青果物の輸出の定着及び拡大に向けた課題及び必要な対策について整理すること。

５　成果報告

業務終了後は、４についての実績及び成果等を内容とする委託業務実績報告書を提出すること。

６　その他

⑴　業務の実施に当たっては、県と十分協議して進めるものとする。

⑵　受託者は、適宜、業務内容に係る助言等を県に対して行うものとする。また、必要な一部の修正については、応じるものとする。

⑶　県は、業務の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、受託者はこの指示に従うこと。

⑷　本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、県と協議して定めるものとする。

⑸　悪意がある場合や目的を達成できない程度が甚だしい場合には、委託料の全部又は一部の返還を求める場合がある。

⑹　本業務により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本業務の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。

⑺　成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、特に別途定めのない限り、県に帰属するものとする。

⑻　受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

⑼　本業務について、業務の終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員等の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の

説明責任を果たすこと。

⑽　本業務の実施に当たっては、国や地方自治体等の他の助成金、補助金、委託費等を重複して使用しないこと。

⑾　本業務の実施に当たっては、本委託費を原資とした不当廉売（本業務で取扱う品目を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

⑿　上記４で定める業務の実施が困難になったと認められる場合は、鹿児島県と協議を行い対応すること。